

株 主 各 位

富山県高岡市昭和町3丁目2番12号
トナミホールディングス株式会社
代表取締役社長 綿 貫 勝 介

第99回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第99回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年6月21日（金曜日）午後5時30分までに到着するようご返送賜わりたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月24日（月曜日）午前10時
 2. 場 所 富山県高岡市昭和町3丁目2番12号
当社本社 4階ホール
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第99期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第99期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役9名選任の件
 - 第3号議案 監査役3名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」並びに「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第18条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tonamiholdings.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。従いまして、本招集ご通知添付書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役会が監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した書類の一部であります。
3. 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、上記のインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における日本経済は、輸出や生産活動が持ち直し、企業収益や雇用情勢の改善など緩やかな回復の兆しがみられました。

一方で、米中の通商問題の長期化が世界経済に与える影響など、先行き不透明な状況にあります。

物流業界におきましては、自然災害が相次いだ影響も憂慮される中、国内貨物輸送量は底堅さを維持し緩やかな回復基調が継続しましたが、労働需給の逼迫などによる人件費や外注費の増加、並びに燃料価格の変動によるコスト負担も懸念され、厳しい経営環境が続いております。

このような環境の中、当社グループは、高品質な物流サービスを提供し続けるためにも、働き方改革を経営の中心に据え、「2018年4月1日～2021年3月31日」までの3カ年を「安定成長企業へと進化する」期間と位置づけ、コーポレート・スローガン『持続的な成長企業への進化！！ Try & Growth “2020”』を掲げ、6つの改革を柱とした「第21次中期経営計画」を策定し、事業継続のための経営基盤の強化に邁進しております。

働きやすい職場環境の追求と働き方改革にむけて、「安全・安心・安定した職場環境の実現」、ICTツール等の導入による「時間当たりの生産性の向上」、さらに高齢化および労働人口減少の進行を見据えた「社員採用活動の強化」および定着率の向上にむけ「メンター制度」の充実に取組みました。

また、事業所毎にその地域特性に応じたきめ細かい事業戦略を展開し、お客様のニーズを捉えた営業活動の質とスピードを高めることにより、物流サービスの向上に邁進しました。

貨物自動車運送事業および貨物利用運送事業における、新規顧客拡大・既存顧客深耕による更なる事業拡大に向けた営業展開をはかりつつ、物流の全体最適を目的とした改善提案力を強化し、お客様毎に最適な提案を行うことにより、重点とする3PL（サードパーティロジスティクス）をはじめとした、事業の拡大につとめました。

その結果、当社グループの当期経営成績は、営業収益において1,374億36百万円と前期に比べ65億49百万円（5.0%）の増収となりました。

利益面におきましては、運賃改定交渉による増収要因やコストコントロールによる収益管理の徹底、既存事業の生産性向上などにより、営業利益は72億75百万円と前期に比べ16億43百万円（29.2%）の増益となりました。

経常利益は77億81百万円となり、前期に比べ16億71百万円（27.4%）の増益となりました。

また、親会社株主に帰属する当期純利益は45億39百万円を計上し、前期に比べ13億79百万円（43.7%）の増益となりました。

当期の期末配当につきましては、業績動向、財務状況等を勘案し、普通配当1株当たり50円の実施を予定しております。これにより既に実施済みの中間配当1株当たり40円と合わせまして、年間配当金は1株につき90円を予定しております。

セグメントの業績は次のとおりです。

なお、以下におけるセグメント利益は営業利益ベースの数値であります。

<物流関連事業>

当期における物流関連事業は、グループ全体のリソースを活用した提案による新規顧客成約につとめ、既存顧客に対しては、輸送コストに応じた運賃改定交渉を継続して行うとともに、運送と附帯作業の明確化をはかり、作業負担軽減による集配業務の効率化に取り組みました。

その結果、営業収益は1,262億11百万円と前期に比べ54億59百万円（4.5%）の増収となりました。

セグメント利益は、運賃改定効果や輸送効率向上・流通センター運営拡大などにより、66億円を計上、前期に比べ16億23百万円（32.6%）の増益となりました。

<情報処理事業>

情報処理事業の営業収益は、28億36百万円で、前期に比べ1億63百万円（6.1%）の増収となりました。

セグメント利益は3億41百万円を計上し、前期に比べ49百万円（16.9%）の増益となりました。

<販売事業>

物品販売ならびに委託売買業、損害保険代理業などの販売事業における営業収益は67億23百万円と、前期に比べ8億66百万円（14.8%）の増収となりました。

セグメント利益は3億4百万円と、前期に比べ3百万円（1.1%）の減益となりました。

<その他>

その他、自動車修理業、その他事業で営業収益16億65百万円を計上し、前期に比べ60百万円（3.8%）の増収となりました。

セグメント利益は1億13百万円で、前期に比べ13百万円（13.4%）の増益となりました。

今後の経済情勢につきましては、国内景気は輸出や生産の一部に弱さが残るものの、雇用所得環境の改善が続く中で、緩やかな回復基調が続くと予想される一方、海外政治情勢による影響など、先行き不透明な状況が続くものと予想されます。

当物流業界においては、労働需給の逼迫感も一層強まり、長時間労働の是正や同一労働・同一賃金を主旨とする働き方改革関連法も順次施行されるなど、経営環境は厳しさを増すものと見られます。

このような状況の中、当社グループは、

- ▷ 市場・顧客ニーズの変化に対応する事業基盤の強化。
- ▷ 働き方改革の推進。
- ▷ 制度・基準・手法の統一による管理部門の効率化。
- ▷ 高品質経営の推進。
- ▷ グループ企業の役割機能の強化と経営インフラの整備。
- ▷ M&A推進・業務資本提携等の積極的な展開。

これら、6つの改革を柱とした「第21次中期経営計画」の着実な進展により、持続的な成長の実現と企業価値向上をめざしてまいります。

今後、働き方改革への対応をはじめ、お客様の信頼と期待に応えるべく集配体制の強化など、労務費・外注費の負担増も見込まれますが、貨物自動車運送事業や3PL事業における適正運賃・料金収受などの取組み促進により、収益力向上をはかってまいります。

このような事業活動を積極的に推進する中で、当社グループの2020年3月期の連結業績予想につきましては、次のとおり見込んでおります。

(連結業績予想)

営業収益	142,300百万円 (前期比 3.5%増)
営業利益	7,800百万円 (前期比 7.2%増)
経常利益	8,100百万円 (前期比 4.1%増)
親会社株主に帰属する当期純利益	5,100百万円 (前期比12.4%増)

(注) 業績予想は現時点で入手可能な情報に基づいており、実際の数値は今後様々な要因により予想数値と異なる可能性があります。

事業別営業収益

事業別	金額（百万円）	構成比（%）	前期比増減率（%）
物流関連事業	(126,211)	(91.8)	(4.5)
貨物自動車運送事業 及び貨物利用運送事業	94,602	68.8	4.2
倉庫業	26,792	19.5	8.5
港湾運送事業	4,816	3.5	△7.9
情報処理事業	(2,836)	(2.1)	(6.1)
販売事業	(6,723)	(4.9)	(14.8)
その他	(1,665)	(1.2)	(3.8)
合計	137,436	100	5.0

（注） その他には、自動車修理業、その他事業の各収入を含めて表示しております。

(2) 設備投資等および資金調達状況

当連結会計年度中の設備投資総額は、61億11百万円で、その主な設備は、建物・構築物16億45百万円、車両運搬具11億68百万円、工具器具備品2億16百万円、リース資産22億18百万円であります。設備資金は、自己資金および銀行借入れにより調達しております。

①当連結会計年度中に完成した主要設備

2019年2月にトナミ運輸(株)久喜流通センター(埼玉県久喜市)の増築、同年3月にはトナミ運輸信越(株)燕物流センター(新潟県燕市)を新設いたしました。

②当連結会計年度継続中の主要設備の新築、拡充

該当事項はありません。

③重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

(3) 対処すべき課題

トナミホールディングスグループは、企業成長力を維持するため、2018年4月からスタートしました中期経営3ヵ年計画に基づき、株主様・お客様・社会・社員の満足の実現むけて、以下の通り3ヵ年の取組みに邁進いたします。

①市場・顧客ニーズの変化に対応する事業基盤の強化をはかる。

- ◇ 市場開発を推進。
- ◇ 既存事業の強化。
- ◇ 営業開発力の強化。
- ◇ グループ情報共有や生産性向上手段等の高度化推進。
- ◇ 多様化する物流ニーズへの対応。
- ◇ 物流周辺事業の価値向上・最適化にむけ「新規事業の展開」を推進。

②働き方改革の推進をはかる。

- ◇ 人材の採用強化。
- ◇ 人材育成と適正配置を推進。
- ◇ AIや自動運転技術・ビッグデータなどの利活用による一層働きやすい環境の実現。

③制度・基準・手法の統一による管理部門の効率化をはかる。

- ◇ 業務管理コストの低減。
- ◇ 情報技術による作業効率化を推進。
- ◇ グループ評価システムの見直し推進。
- ◇ 情報システムの機能向上や運用の高度化。

- ④高品質経営の推進をはかる。
- ◇ 物流サービス・業務品質の向上。
 - ◇ コンプライアンスの徹底・社内規律の維持向上。
 - ◇ 経営リスクの最小化。〔BCM（事業継続管理）/ BCP（事業継続計画）〕
 - ◇ 社会への貢献。
 - ◇ 情報システムの支援による経営品質向上。
 - ◇ 財務・資本政策の展開。

- ⑤グループ企業の役割機能の強化と経営インフラの整備をはかる。
- ◇ 「機動性の高い組織運営」を推進。
 - ◇ グループ共通事業の再編による事業投資・人材確保・維持コスト適正化。
 - ◇ グループのシナジー効果を発揮。
 - ◇ 経営資源の共有化による経営効率化。
 - ◇ 物流施設の更新・新規投資を推進。

- ⑥M&A推進・業務資本提携等の積極的な展開をはかる。
- ◇ 既存事業の裾野を拡大。

今後も業績の向上に努め、株主の皆様のご期待に添いたいと考えております。
何卒、株主の皆様の一層のご支援をお願い申し上げます。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分

2018年6月、株式会社ケーワイケー（千葉県柏市）の全株式を取得し子会社化いたしました。

(8) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第96期 2015年度	第97期 2016年度	第98期 2017年度	第99期 2018年度(当期)
営 業 収 益	122,959	125,509	130,886	137,436
経 常 利 益	5,534	5,383	6,110	7,781
親会社株主に帰属する当期純利益	3,526	3,762	3,159	4,539
1株当たり当期純利益	388円82銭	414円83銭	348円47銭	500円74銭
総 資 産	121,212	126,769	128,953	136,759
純 資 産	57,169	61,152	64,257	69,754

(注) 1. 当社は、2017年10月1日を効力発生日として普通株式10株につき1株の割合で株式併合をしております。併合前の1株当たり当期純利益は、併合の効果(10株を1株)を加味した値に引き直しております。

2. 『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度(2017年度)に係る総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

(9) 重要な親会社および子会社の状況

①重要な親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
トナミ運輸株式会社	10,000 ^{百万円}	100%	貨物自動車運送事業
トナミ商事株式会社	50	100	物品販売事業
京神倉庫株式会社	490	100	倉庫業
トナミ運輸信越株式会社	50	100	貨物自動車運送事業
トナミ運輸中国株式会社	50	100	貨物自動車運送事業
阿南自動車株式会社	23	100	貨物自動車運送事業
北陸トナミ運輸株式会社	30	100	貨物自動車運送事業

(注) 1. 当社の連結子会社は上記の重要な子会社7社を含む24社であり、持分法適用会社は6社であります。

2. 当期の連結営業収益は前期比5.0%増の1,374億36百万円、連結経常利益は前期比27.4%増の77億81百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比43.7%増の45億39百万円となっております。

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

1. 特定完全子会社の名称および住所

トナミ運輸株式会社

富山県高岡市昭和町3丁目2番12号

2. 当社および完全子会社等における特定完全子会社の株式の事業年度の末日における帳簿価額の合計額

266億66百万円

3. 当社の当事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額

686億70百万円

(10) 主要な事業内容

当社は純粋持株会社であり、次の各事業を営む会社を支配管理しております。
事業部門別の主要な内容は下記のとおりです。

事業区分	事業内容
物流関連事業	貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業、倉庫業、港湾運送事業
情報処理事業	情報処理事業
販売事業	物品販売並びに委託売買業、損害保険代理業、総合リース業
その他	自動車修理業、その他事業

(11) 主要な事業所

会社名	名称	所在地
当社	本社	富山県高岡市昭和町3丁目2番12号
トナミ運輸株式会社	本社	富山県高岡市昭和町3丁目2番12号
	相模支店	神奈川県海老名市上郷4-1-2
	浦和支店	埼玉県さいたま市緑区中野田字谷ノ前1045
	中央支店	富山県射水市津幡江95
	富山支店	富山県富山市宮町334-1
	金沢支店	石川県金沢市神野町東202
	福井支店	福井県福井市今市町11-7-1
	南大阪支店	大阪府堺市堺区築港八幡町1-1
東大阪支店	大阪府東大阪市本庄中1-4-90	
大阪中央支店	大阪府大阪市鶴見区焼野3-2-11	
トナミ商事株式会社	本社	富山県高岡市昭和町1-2-10
京神倉庫株式会社	本社	京都府京都市下京区和気町21-1
トナミ運輸信越株式会社	本社	新潟県新潟市西区北場1087-1
トナミ運輸中国株式会社	本社	広島県広島市西区草津港3-2-1
阿南自動車株式会社	本社	長野県諏訪市中洲5502-18
北陸トナミ運輸株式会社	本社	富山県高岡市上四屋4-42

(12) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の数

事業区分	従業員数	前期比増減
物流関連事業	6,019名	△9名
情報処理事業	140名	△5名
販売事業	102名	3名
その他	106名	3名
全社(共通)	69名	4名
合計	6,436名	△4名

② 当社の従業員数

区分	従業員数	前期比増減	平均年齢	平均勤続年数
男	48名	2名	50.8歳	27.1年
女	21名	2名	37.0歳	13.3年
合計または平均	69名	4名	46.6歳	22.9年

(13) 主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	3,471 <small>百万円</small>
株式会社北陸銀行	1,810
株式会社三菱UFJ銀行	1,634
株式会社三井住友銀行	1,570
株式会社りそな銀行	760
三井住友信託銀行株式会社	700

(注) 上記の借入先には株式会社みずほ銀行を幹事とするシンジケートローン(合計200百万円、借入先5行)は含めておりません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 29,920,000株
(2) 発行済株式の総数 9,761,011株（自己株式 694,986株を含む。）
(3) 株主数 4,761名
(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	963 千株	10.62 %
明治安田生命保険相互会社	694	7.66
トナミ運輸従業員持株会	479	5.29
トナミ共栄会	421	4.65
株式会社北陸銀行	336	3.71
三菱ふそうトラック・バス株式会社	325	3.59
東京海上日動火災保険株式会社	322	3.56
T O Y O T I R E 株式会社	299	3.30
トナミ親和会	288	3.18
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	254	2.81

- (注) 1. 当社は、2019年3月31日現在自己株式694千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
3. 上記持株数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 963千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 254千株

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取 締 役 社 長 (代 表 取 締 役)	綿 貫 勝 介	トナミ運輸(株)代表取締役社長 一般社団法人富山県トラック協会会長
専 務 取 締 役	高 田 和 夫	経営企画グループ担当 トナミ運輸(株)専務取締役
専 務 取 締 役	泉 伸 一	物流戦略担当 トナミ運輸(株)専務取締役
取 締 役	寺 林 康 男	京神倉庫(株)代表取締役社長
取 締 役	寺 拝 豊 信	人事管理グループ担当 トナミ運輸(株)常務取締役
取 締 役	三 枝 保 弘	経営企画グループ経営企画室長 トナミ運輸(株)常務取締役
取 締 役	輪 達 光 春	経営管理グループ担当兼経営管理グループ財務部 長兼内部統制担当 トナミ運輸(株)取締役上席執行役員 トナミビジネスサービス(株)取締役社長
取 締 役	犬 島 伸 一 郎	コーセル(株)社外監査役
取 締 役	田 中 一 郎	(株)ホンダ自販タナカ顧問 ニュージャパントラベル(株)取締役
常 勤 監 査 役	松 田 充 夫	トナミ運輸(株)監査役
常 勤 監 査 役	武 部 正 文	トナミ運輸(株)監査役
監 査 役	石 黒 洋 二	石黒洋二税理士事務所代表 黒谷(株)社外取締役
監 査 役	松 村 篤 樹	あおぞら経営(株)代表取締役 あおぞら経営税理士法人代表社員 リッチェル(株)社外監査役

- (注) 1. 取締役 犬島伸一郎氏、田中一郎氏は、社外取締役であります。なお、田中一郎氏は、(株)東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役 石黒洋二氏、松村篤樹氏は、社外監査役であります。なお、石黒洋二氏は、(株)東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 常勤監査役 松田充夫氏は、経理部門における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 石黒洋二氏は、税理士として税務について豊富な知識と経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役 松村篤樹氏は、公認会計士として企業会計に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役	9名	39百万円（うち社外	2名	13百万円）
監査役	4名	13百万円（うち社外	2名	8百万円）

(注) 期末現在の人員数は取締役9名、監査役4名であります。

(4) 社外役員に関する事項

①取締役 犬島伸一郎氏

イ. 重要な兼職先と当社との関係
特別な関係はありません。

ロ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会11回のうち10回に出席し、主に経験豊富な経営者の観点からの必要な発言を適宜行っております。

②取締役 田中一郎氏

イ. 重要な兼職先と当社との関係
特別な関係はありません。

ロ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会11回のうち8回に出席し、主に経験豊富な経営者の観点からの必要な発言を適宜行っております。

③監査役 石黒洋二氏

イ. 重要な兼職先と当社との関係
特別な関係はありません。

ロ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会11回のうち10回、監査役会7回のうち全てに出席し、主に税理士としての専門的見地からの必要な発言を適宜行っております。

④監査役 松村篤樹氏

イ. 重要な兼職先と当社との関係
特別な関係はありません。

ロ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会11回、監査役会7回のうち全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社との間で会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項各号の額の合計額を限度とする責任限定契約を締結しております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当社の事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 39百万円

②当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 45百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載していません。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められた場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

①取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社およびグループ会社の取締役、従業員を含めた行動規範として「トナミグループ社員行動規範」を定めるとともに、これらの遵守をはかる。

取締役会については取締役会規則が定められており、その適切な運営が確保されており、月1回これを開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催して取締役間意思疎通をはかるとともに相互に業務執行を監督し、必要に応じ

て外部の専門家を起用し法令定款違反行為を未然に防止する。また、当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行について監査役会の定める監査の方針および分担に従い、社外監査役を含め各監査役の監査対象となっている。取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役および取締役に報告し、その是正をはかる。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書取扱規程および文書保存規程に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理し、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ、当社は、「トナミグループ経営リスクマネジメント管理規程」に基づき、トナミグループの業務執行に係るリスクとして、以下のリスクを認識し、その把握と管理、個々のリスクについての管理責任者について体制を整える。

- 車輛の運行に関わるリスク
- 貨物の輸送・保管・加工に関わるリスク
- 取引先の信用リスク
- 人事リスク
- 情報システムリスク
- 財務リスク
- 管財リスク
- 大規模災害

ロ、リスク管理体制の基礎として、「トナミグループ経営リスクマネジメント管理規程」を定め、社長を最高責任者として、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に則りリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、「トナミグループ大規模災害対応規程」および「トナミグループ緊急時対応規程」に基づき、社長を本部長とした災害対策本部を設置し、規模に従って迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催するものとする。

ロ、取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定める。

⑤使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ、コンプライアンス体制の基礎として「トナミグループ社員行動規範」を定め、意思決定機関として、社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、内部統制担当役員を中心とする内部統制システムの向上をはかる。

- ロ. 内部監査部門として執行部門から独立した監査室を置く。また、コンプライアンスの統括組織としてコンプライアンス委員会を設置し、内部統制チーム（監査室内）が内部統制体制の維持・向上のための統括・運営・研修を行う。
- ハ. 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は直ちに監査役に報告し、遅滞なく取締役会において報告する。
- ニ. 法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、本社の内部統制チーム（監査室内）を直接の情報受領者とする社内通報システム「トナミグループ社内通報規程」を運用する。
- ホ. 監査役は当社の法令遵守体制および内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。
- ⑥当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ企業すべてに適用する行動指針として「トナミグループ社員行動規範」を定めるとともに、「グループ運営規程」を定め、これを基礎として、グループ各社で諸規程を定める。経営管理については、「グループ会社管理要領」により本社承認・報告事項を定め、子会社経営の管理を行う。取締役は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告する。
- ロ. 子会社が、当社からの経営管理および経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、子会社は監査室に報告する。監査室は、直ちに監査役に報告を行うとともに、意見を述べることができる。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。
- ハ. グループ会社全体を対象とした法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として「トナミグループ社内通報規程」を整備・運用する。
- ニ. 子会社の取締役、執行役、業務執行社員等の職務執行に係る事項の当社への報告体制として、取締役の業務執行状況および事業内容について、毎月当社の関係会社管理部に報告し、当社取締役会への四半期毎の事業内容の報告を行う。
- ホ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制として、業務執行に係るリスクを的確に評価・認識し、個々のリスクにつき、これを予防するための「トナミグループ経営リスクマネジメント管理規程」を定め、リスク管理体制の一層の強化をはかる。具体的な対応については、グループ運営規程およびグループ会社管理要領に基づき、「大規模災害対応規程」「緊急時対応規程」「コンプライアンス規程」「トナミグループ社内通報規程」等に定める。

- へ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、各子会社について取締役および監査役を非常勤派遣し、意思決定・業務執行の適正に関する監督・監査を行う。グループ会社の経営に係る重要事項については、当社で事前協議のうえ、当社取締役会承認を得ることとし、取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」「職務分掌規程」において、それぞれの執行責任者および責任内容、執行手続きを定め、効率的な職務執行を遂行する。
- ト. 子会社の取締役等および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制として、当社の内部監査部門がグループ会社の取締役等および使用人の職務の業務執行の適正性および遵法体制に関して、随時監査を実施し、当社監査役に報告する。
- ⑦監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 監査役を補助すべき使用人については、監査室の職員とする。監査室の職員の人事異動については監査役会の同意を得たうえで取締役会が決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
- ロ. 監査室職員は業務の執行に係る役職を兼務しない。
- ⑧取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役および使用人が監査役に報告すべき事項および時期についての規程を定めることとし、当該規程に基づき、取締役および使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に報告するものとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができる。
- ロ. 「トナミグループ社内通報規程」を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。
- ハ. 当社は、当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役員および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員および使用人に周知徹底する。
- ⑨反社会的勢力排除に向けた体制
- 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たないこととしております。
- また、不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関との緊密な提携のもと、関係各署が連携・協力して組織的に対応し、利益の供与は絶対行わないこととしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況は、以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行の法令・定款への適合性および効率性の確保

当社の定例取締役会を11回開催し、定例報告確認事項のほか、取締役会規則に定められた重要項目について審査・決定するとともに、取締役の職務執行状況等のモニタリングを行い、取締役会への報告を行いました。

また、社長、担当取締役等で構成されるコンプライアンス委員会を毎月開催し、コンプライアンスおよび経営リスク管理状況について、各社の取締役会および当社取締役会への報告を行いました。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理

文書取扱規程および文書保存規程に基づき、取締役会資料をはじめとする取締役の職務執行に係る文書を時系列に保存しました。

③ 損失の危険の管理

グループ各社の主要なリスクについて、コンプライアンス委員会を通じて、各社社長または担当役員から定期的に報告を受け、その管理状況を確認しました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量取得であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社グループの企業価値の源泉は、④グループ事業の総合力、⑤偏りのない優良な顧客資産の構築、⑥地道な現場力と健全な財務体質、⑦中長期的な従業員との信頼関係にあるところ、当社株式の大量取得を行う者が、これらの当社の企業価値の源泉を理解したうえで、それを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

②当社の企業価値の源泉および基本方針の実現に資する特別な取組み

イ. 当社の経営の基本方針

当社は、お客様に「安全・確実・迅速なサービス」を提供することを通して事業の発展をはかり、株主の皆様へ「適正で安定した配当」を継続することを経営の基本方針としております。

この方針に基づいて、お客様の立場に立ったより良いサービスを提供できるネットワークの構築をはかり、収益性の強化に努めることで、安定した経営を目指してまいります。

ロ. 企業価値の源泉について

当社は、1943年にトナミ運輸株式会社として創業以来、今日まで76年の歴史を刻んでおります。2008年の持株会社体制への移行により、その経営のノウハウは、現在のトナミホールディングス㈱に引き継ぐとともに、事業子会社による事業運営の推進強化により、効率的かつ機動的な事業運営の実現により、事業の成長・発展につなげ、企業価値の維持向上を遂げてまいりました。

主力の特別積合運送事業を安定基盤として、重点とする3PL(サードパーティロジスティクス)事業の展開による業容拡大に邁進しております。

現在、当社グループの連結ベースでは、事業子会社24社・関連会社6社で構成される企業グループを形成しており、生業とする事業をセグメントで大別しますと、「貨物自動車運送事業および貨物利用運送事業」「倉庫事業」「港湾運送事業」からなる「物流関連事業」、および「情報処理事業」、「販売事業」、自動車修理業などがあります。

当社グループの企業価値の源泉は、社是である「和の精神」のもと、経営理念である「輸送を通じ社会に寄与し、事業の発展をはかる」を掲げ、国内の事業会社や提携会社が一体となった物流ネットワークと最新のIT技術を駆使する高品質な物流サービスを提供することにより、永年に亘りお客様から厚い信頼を頂いていることにあると考えます。

その特徴は、以下の点に整理されます。

④グループ事業の総合力

当社グループは、物流と情報の一元化を可能とする物流システム力を最大限に発揮するノウハウを構築し、収益性の高い3PL(サードパーティロジスティクス)事業を展開しています。

⑤偏りのない優良な顧客資産の構築

当社グループは、現在、国内の顧客を中心に、取引先2万社を超える顧客資産を有しており、その個々の顧客の経営環境や業績変動がおよぼす影響を最小減に留め、安定的な売上の確保に寄与しているものと思料いたします。

⑥地道な現場力と健全な財務体質

当社グループの事業は、我が国の産業および国民の生活基盤を支える「物流」という社会的インフラとして、取引先をはじめ社会からも信頼される企業の一つとして評価を頂いていると自負いたします。これまで培ってきた技術や経験・ノウハウを前提として、日々収支管理をはかり、継続的な成長による事業基盤の強化に取り組んでおります。

そのためにも相応の設備投資や人的投資および業務資本提携やM&Aなども不可欠となっており、当社はこれらにも迅速に対応可能な財務体質や資金力を有しております。

⑦中長期的な従業員との信頼関係

当社グループは、当社の生業とする物流事業が労働集約型産業であることに鑑み、労使協調路線と長期雇用制度を一貫して推進し、従業員と力を合せて発展と幸福を実現するよう努めております。このような信頼関係に基づく、中長期的な観点からの充実した社員教育により、品質の高い物流サービスを安定的かつ継続して提供することが可能であります。

ハ、中長期的な企業価値向上のための取組み

当社は、「2018年4月1日～2021年3月31日」までの「中期経営3ヵ年計画」をスタートさせました。その概要は以下の通りです。

● スローガン『持続的な成長企業への進化!! Try & Growth “2020”』

● 中期グループビジョン

グループの総合力を高めて、働きがいのある労働環境を提供し、事業の継続的な成長を実現する「人にやさしい企業グループ」をめざし、企業価値向上をはかってまいります。

● 基本方針

- ▷ 市場・顧客ニーズの変化に対応する事業基盤の強化をはかる。
- ▷ 働き方改革の推進をはかる。
- ▷ 制度・基準・手法の統一による管理部門の効率化をはかる。
- ▷ 高品質経営の推進をはかる。
- ▷ グループ企業の役割機能の強化と経営インフラの整備をはかる。
- ▷ M&A推進・業務資本提携等の積極的な展開をはかる。

③内部統制体制の構築とコーポレート・ガバナンスの強化

当社は、企業価値および株主共同の利益を向上させるためには、経営の効率性、健全性、透明性を高め、内部統制体制を充実させることが重要であると考えており、2008年10月1日開催の取締役会で内部統制体制の方針を決議し、その基本方針に基づく健全な内部統制システムの構築をはかり、企業価値向上にむけて取り組んでおります。

当社の取締役会は、月1回これを開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催して取締役間の意思疎通をはかるとともに相互に業務執行を監督し、必要に応じて外部の専門家を起用し法令定款違反行為を未然に防止することといたしております。

また、当社は、監査役会設置会社であり、取締役の職務遂行については監査役会の定める監査の方針および分担に従い、社外監査役を含め、各監査役の監査対象となっております。

このほか、当社は、会社法に基づいて、取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制、損失の危険の管理に関する規程その他の体制、企業集団における業務の適正を確保するための体制、監査役の監査が実効的に行なわれることを確保する体制等について決議しており、引続きその体制の一層の整備に努めております。

さらに、コーポレート・ガバナンスに関する取組みとして、当社は、執行役員制度を導入することにより環境変化に即応した迅速な意思決定を可能とするとともに、社外取締役を2名（うち1名は独立役員）選任し、取締役会における業務執行に対する監督機能の強化に努めております。

イ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、2017年6月1日開催の取締役会決議および2017年6月28日開催の第97回定時株主総会決議に基づき、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入しております。本プランの目的、概要については、次のとおりです。

①本プランの目的

本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものであり、上記一に記載した基本方針に沿うものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量取得を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する当社株式の大量取得を抑止するために、当社株式に対する大量取得が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量取得に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

⑥本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買取しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記目的を実現するために必要な手続を定めています。また、買収者等は、本プランに係る手続が開始された場合には、当社取締役会または株主総会において本プランの発動をしない旨の決議がなされるまでの間、買収を実行してはならないものとされています。

買収者が本プランにおいて定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量取得が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件および当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買収者等以外の株主のみならず当社株式が交付された場合には、買収者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。当社は、本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の当社取締役会の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣からの独立性を有する当社社外取締役および社外監査役等から構成される独立委員会の客観的な判断を経ることとしています。

また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、株主の皆様のご意思を確認することがあります。

さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしています。

なお、本プランの有効期間は、2017年6月28日開催の第97回定時株主総会最終後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会最終の時までとしております。

ロ. 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社の中期経営3ヵ年計画および内部統制体制の構築並びにコーポレート・ガバナンスの強化の各取組みは、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的取組みとして策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは当社株式に対する買付等が行われた際に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、当社の基本方針に沿うものです。

特に、本プランは、「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を充足していること、第97回定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て導入されており、有効期間は3年と定められていること、本プランの発動の是非につ

いて株主の皆様の意思を確認する仕組みが設けられていること、また当社の株主総会または取締役会によりいつでも本プランを廃止できるものとされていること等、株主の皆様の意思を重視するものとなっております。また、これらに加え、当社経営陣からの独立性を有する社外取締役等によって構成される独立委員会が設置され、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家等を利用し助言を受けることができるとされていることにより、その判断の公正性・客観性が担保されております。

したがって、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(注) 事業報告中の記載金額および株式数については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	45,871	流 動 負 債	39,632
現金及び預金	19,407	支払手形	993
受取手形	3,115	営業未払金	12,051
営業未収入金	19,768	短期借入金	9,748
リース投資資産	27	1年内返済予定長期借入金	3,857
たな卸資産	689	リース債務	2,444
未収還付法人税等	448	未払法人税等	1,892
その他	2,528	未払消費税等	768
貸倒引当金	△114	賞与引当金	1,475
固 定 資 産	90,887	その他	6,400
有 形 固 定 資 産	71,421	固 定 負 債	27,372
建物及び構築物	20,322	社 債	5,000
機械装置及び運搬具	2,631	長期借入金	2,931
土地	41,453	リース債務	4,650
リース資産	6,284	再評価に係る繰延税金負債	3,765
建設仮勘定	5	役員退職慰労引当金	186
その他	724	退職給付に係る負債	7,095
無 形 固 定 資 産	1,305	債務保証損失引当金	57
のれん	397	繰延税金負債	2,672
その他	908	その他	1,013
投資その他の資産	18,160	負 債 合 計	67,004
投資有価証券	12,961	純 資 産 の 部	
破産更生債権等	72	株 主 資 本	58,402
繰延税金資産	758	資 本 金	14,182
その他	4,909	資 本 剰 余 金	11,699
貸倒引当金	△540	利 益 剰 余 金	34,583
		自 己 株 式	△2,063
		その他の包括利益累計額	11,310
		その他有価証券評価差額金	4,697
		土地再評価差額金	6,352
		退職給付に係る調整累計額	259
		非支配株主持分	42
		純 資 産 合 計	69,754
資 産 合 計	136,759	負 債 ・ 純 資 産 合 計	136,759

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
		内 訳	合 計
営業	収益		137,436
営業	原価		122,932
営業	総利益		14,504
販売費及び一般管理費			7,228
営業	業 業 利益		7,275
営業	外 取 息	168	365
受取配当	金	187	
受取家賃	貸	104	
持分による投資利益	益	103	
為替差	差	10	
貸倒引当金戻入	額	102	
その他	他	194	
営業	外 費 用		
支払利息	入	216	
貸倒引当金繰入	額	102	
その他	他	45	
経常	常 利益		7,781
特 別 利 益			150
固定資産売却益	却 益	138	674
受取保険金	益	9	
その他特別利益	益	1	
固定資産売却及び除却損	及 び 除 却 損	84	
投資有価証券評価損	損	114	
減価償却損	損	347	
災害による損失	損	69	
その他	他	59	
税金等調整前当期純利益			7,257
法人税、住民税及び事業税			2,683
法人税等調整額			23
当期純利益			4,550
非支配株主に帰属する当期純利益			10
親会社株主に帰属する当期純利益			4,539

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	14,182	11,699	30,770	△2,055	54,596
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	－	－	△725	－	△725
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	4,539	－	4,539
自己株式の取得	－	－	－	△8	△8
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	3,813	△8	3,805
当 期 末 残 高	14,182	11,699	34,583	△2,063	58,402

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純 資 産 計 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	2,901	6,352	368	9,623	37	64,257
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	－	△725
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	－	－	4,539
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△8
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	1,796	－	△109	1,687	4	1,691
当 期 変 動 額 合 計	1,796	－	△109	1,687	4	5,497
当 期 末 残 高	4,697	6,352	259	11,310	42	69,754

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	23,921	流 動 負 債	22,060
現金及び預金	16,630	営業未払金	7
営業未収入金	23	短期借入金	4,940
前払費用	5	1年内返済予定長期借入金	3,720
短期貸付金	6,497	未払金	28
未収入金	5	未払法人税等	81
未収還付法人税等	448	未払消費税等	14
その他の	411	未払費用	40
貸倒引当金	△100	預り金	13,207
固 定 資 産	44,748	賞与引当金	20
有 形 固 定 資 産	458	固 定 負 債	9,779
建築物	105	社債	5,000
構築物	10	長期借入金	2,610
機械装置	0	再評価に係る繰延税金負債	71
車両運搬具	18	債務保証損失引当金	57
工具器具備品	28	退職給付引当金	49
土地	294	繰延税金負債	1,949
無 形 固 定 資 産	33	その他	41
借地権	33	負 債 合 計	31,840
投 資 そ の 他 の 資 産	44,256	純 資 産 の 部	
投資有価証券	11,064	株 主 資 本	32,052
関係会社株式	32,397	資本金	14,182
長期貸付金	943	資本剰余金	11,684
差入保証金	22	資本準備金	3,545
その他の	110	その他資本剰余金	8,138
貸倒引当金	△281	利益剰余金	8,249
		その他利益剰余金	8,249
		繰越利益剰余金	8,249
		自 己 株 式	△2,063
		評価・換算差額等	4,777
		その他有価証券評価差額金	4,619
		土地再評価差額金	158
資 産 合 計	68,670	純 資 産 合 計	36,830
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	68,670

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
営業収益		3,009
営業原価		—
営業総利益		3,009
販売費及び一般管理費		917
営業利益		2,091
営業外収益		450
受取利息	101	
受取配当金	178	
受取家賃	47	
貸倒引当金戻入額	100	
その他	23	
営業外費用		203
支払利息	56	
社債利息	23	
貸倒引当金繰入額	102	
その他	19	
経常利益		2,338
特別損失		114
固定資産除売却損	0	
投資有価証券評価損	14	
関係会社株式評価損	100	
税引前当期純利益		2,224
法人税、住民税及び事業税		47
当期純利益		2,177

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資本金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	14,182	3,545	8,138	11,684
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－
当 期 純 利 益	－	－	－	－
自己株式の取得	－	－	－	－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－
当 期 末 残 高	14,182	3,545	8,138	11,684

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	6,797	6,797	△2,055	30,609
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	△725	△725	－	△725
当 期 純 利 益	2,177	2,177	－	2,177
自己株式の取得	－	－	△8	△8
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	1,451	1,451	△8	1,443
当 期 末 残 高	8,249	8,249	△2,063	32,052

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	2,831	158	2,989	33,598
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	△725
当 期 純 利 益	—	—	—	2,177
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△8
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,788	—	1,788	1,788
当 期 変 動 額 合 計	1,788	—	1,788	3,231
当 期 末 残 高	4,619	158	4,777	36,830

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月24日

トナミホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石田 健一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三宅 孝典 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トナミホールディングス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トナミホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2019年 5月24日

トナミホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 石 田 健 一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三 宅 孝 典 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トナミホールディングス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 膾本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第99期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月24日

トナミホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	松田 充 夫	Ⓔ
常勤監査役	武部 正 文	Ⓔ
社外監査役	石 黒 洋 二	Ⓔ
社外監査役	松 村 篤 樹	Ⓔ

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要政策の一つとして位置づけており、業績・キャッシュフローの状況等を考慮しつつ安定配当を行うことを基本としております。

当期の期末配当につきましては、業績動向、財務状況、その他諸般の状況を総合的に勘案して、1株当たり50円とさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金50円 総額 453,301,250円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月25日

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役9名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	わたぬき かつすけ 綿貫勝介 (1959年2月10日生)	1987年2月 トナミ運輸(株)入社 1991年6月 同社取締役 1997年6月 同社常務取締役 2001年6月 同社専務取締役 2003年6月 同社取締役副社長 2005年6月 同社代表取締役社長(現在) 2008年10月 当社代表取締役社長(現在) (重要な兼職の状況) トナミ運輸(株)代表取締役社長 一般社団法人富山県トラック協会会長	50,000株
【取締役候補者とした理由】 綿貫勝介氏は、2008年より当社代表取締役社長として豊富な経験・実績・見識を有しており、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。当社のグループ経営の推進とコーポレートガバナンスの強化に適任であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	たかた かずお 高田和夫 (1956年3月14日生)	1983年6月 トナミ運輸㈱入社 2007年6月 同社取締役上席執行役員 2008年10月 当社取締役 2017年6月 当社専務取締役(現在) 経営企画グループ担当(現在) (重要な兼職の状況) トナミ運輸㈱専務取締役	2,300株
【取締役候補者とした理由】 高田和夫氏は、事業戦略部門での豊富な経験と見識を有しており、当社の事業戦略全般を統括する取締役として重要な業務執行を適切に行ってまいりました。当社の経営理念を実現し、事業戦略全般の遂行に適任であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			
3	いづみ しんいち 泉伸一 (1956年3月3日生)	1978年4月 トナミ運輸㈱入社 2007年6月 同社取締役上席執行役員 2008年10月 当社取締役 2017年6月 当社専務取締役(現在) 物流戦略担当(現在) (重要な兼職の状況) トナミ運輸㈱専務取締役	2,000株
【取締役候補者とした理由】 泉伸一氏は、物流戦略部門での豊富な経験と見識を有しており、当社の物流戦略全般を統括する取締役として重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。当社の経営理念を実現し、物流戦略を遂行できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			
4	てらばやし やすお 寺林康男 (1950年8月19日生)	1973年3月 トナミ運輸㈱入社 2005年6月 同社取締役上席執行役員 2008年10月 当社取締役 2011年6月 当社常務取締役 2017年6月 当社取締役(現在) (重要な兼職の状況) 京神倉庫㈱代表取締役社長	2,500株
【取締役候補者とした理由】 寺林康男氏は、物流戦略部門での豊富な経験と見識を有しており、当社の物流戦略全般を担当する取締役として重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。当社の経営理念を実現し、物流戦略を遂行できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			
5	てらはい とよのぶ 寺拝豊信 (1955年9月15日生)	1979年4月 トナミ運輸㈱入社 2009年7月 同社取締役上席執行役員 2010年10月 トナミ運輸信越㈱代表取締役社長 2017年6月 当社取締役(現在) 人事管理グループ担当(現在) (重要な兼職の状況) トナミ運輸㈱常務取締役	2,500株
【取締役候補者とした理由】 寺拝豊信氏は、人事管理グループ部門での豊富な経験と見識を有しており、当社の人事戦略全般を統括する取締役として重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。当社の経営理念を実現し、人事戦略全般の遂行に適任であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
6	さえぐさ やすひろ 三 枝 保 弘 (1953年5月30日生)	1978年3月 トナミ運輸(株)入社 2011年6月 同社取締役上席執行役員 2017年6月 当社取締役 (現在) 経営企画グループ経営企画室長 (現在) (重要な兼職の状況) トナミ運輸(株)常務取締役	1,200株
【取締役候補者とした理由】 三枝保弘氏は、経営企画・情報システム部門での豊富な経験と見識を有しており、当社の経営企画全般を統括する取締役として重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。当社の経営理念を実現し、当社グループの成長戦略の策定・推進を遂行できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			
※ 7	さとう まさあき 佐 藤 公 昭 (1965年1月22日生)	1986年4月 トナミ運輸(株)入社 2013年7月 当社執行役員 関係会社管理部長 2017年6月 当社執行役員 社長室長 兼 経営管理グループ総務部長 (現在) (重要な兼職の状況) トナミ運輸(株)取締役上席執行役員	300株
【取締役候補者とした理由】 佐藤公昭氏は、グループ管理および経理財務・総務部門での豊富な経験と見識を有しており、当社の経営理念を実現し、当社グループの管理部門の統括管理、コンプライアンス体制の遂行に適任であると判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。			
8	いぬしま しんいちろう 犬 島 伸 一 郎 (1940年3月20日生)	1963年4月 (株)北陸銀行入行 1991年6月 同行取締役 1994年6月 同行常務取締役 1996年6月 同行専務取締役 1998年6月 同行取締役頭取 2002年6月 同行特別顧問 2003年6月 同行特別参与 2003年6月 当社監査役 2015年6月 当社取締役 (現在) (重要な兼職の状況) コーセル(株)社外監査役	なし
【社外取締役候補者とした理由】 犬島伸一郎氏は、長年の金融機関における経験、企業経営の幅広く豊富な経験と見識を有し、当社の事業内容等にも十分に精通され、経営体制の強化に有効な人材として、その職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
9	たなか いちろう 田中 一郎 (1944年4月29日生)	1973年1月 田中精密工業(株)入社 1973年5月 同社監査役 1977年5月 同社取締役 1981年5月 同社常務取締役 1985年5月 同社代表取締役専務 1988年6月 同社代表取締役副社長 1991年6月 同社代表取締役社長 2008年6月 同社代表取締役会長 2012年6月 同社相談役 2016年6月 当社取締役(現在) (重要な兼職の状況) (株)ホンダ自販タナカ顧問 ニュージャパントラベル(株)取締役	なし
<p>【社外取締役候補者とした理由】 田中一郎氏は、企業経営者としての豊富な経験および幅広い知識を有しており、主に経営の観点から有益なアドバイスをいただけることを期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. ※は新任候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 三枝保弘氏は2019年6月にトナミ運輸(株)常務取締役を退任予定です。
4. 犬島伸一郎氏および田中一郎氏は、社外取締役候補者であります。なお、犬島伸一郎氏および田中一郎氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、両者が選任された場合は、独立役員として届け出る予定です。
5. 犬島伸一郎氏および田中一郎氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって犬島伸一郎氏が4年、田中一郎氏が3年となります。なお、犬島伸一郎氏は、過去に当社の監査役であったことがあります。
6. 当社は犬島伸一郎氏および田中一郎氏との間で、社外取締役として会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏が社外取締役に選任された場合、同様の契約を継続する予定です。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役石黒洋二氏、松村篤樹氏の2名は、本総会終結の時をもって任期満了となり、松田充夫氏は本総会終結の時をもって辞任いたします。

つきましては、補欠としての1名を含む監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

また、定款第34条第2項の規定により、輪達光春氏の任期は松田充夫氏が任期を満了する時までとなります。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
※ 1	わだち みつはる 輪 達 光 春 (1954年2月11日生)	1972年3月 トナミ運輸(株)入社 2011年6月 当社取締役(現在) 経営管理グループ担当 兼 経営管理グループ財務部長 兼 内部統制担当(現在) (重要な兼職の状況) トナミ運輸(株)取締役上席執行役員 トナミビジネスサービス(株)代表取締役社長	1,631株
【監査役候補者とした理由】 輪達光春氏は、経理財務部門での豊富な経験と財務および会計に関する見識を有しており、当社の経理業務に関する指導および経営の監視機能強化につながるものと判断し、監査役として選任をお願いするものです。			
2	まつむら あつき 松 村 篤 樹 (1949年11月7日生)	1974年11月 監査法人八重洲事務所(現八重洲監査法人)入所 1980年9月 松村篤樹公認会計士・税理士事務所開設 1982年11月 監査法人太田哲三事務所(現EY新日本有限責任監査法人)入所 2007年11月 あおぞら経営(株)代表取締役(現在) あおぞら経営税理士法人代表社員(現在) 2018年2月 当社監査役(現在) (重要な兼職の状況) あおぞら経営(株)代表取締役 あおぞら経営税理士法人代表社員 リッチェル(株)社外監査役	なし
【社外監査役候補者とした理由】 松村篤樹氏は、公認会計士・税理士として、税務、財務および会計に関する見識を有しており、その専門的知見から当社の経理業務に関する指導および経営の監視機能強化につながるものと判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものです。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位ならびに重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
※ 3	お だ と し ゆ き 尾 田 利 之 (1955年12月 5 日生)	1978年 4 月 東京国税局入局 2000年10月 金沢国税局 富山税務署 統括国税 調査官 2004年 7 月 金沢国税局 七尾税務署 総務課長 2007年 7 月 金沢国税局 特別国税調査官 2009年 7 月 金沢国税局 資料調査第二課長 2012年 7 月 金沢国税局 七尾税務署長 2016年 7 月 中野一輝税理士事務所入所 (現在) 2016年 8 月 税理士登録	なし
<p>【社外監査役候補者とした理由】 尾田利之氏は、国税局における豊富な実務経験に加え、税理士としての専門的知見から当社の監査に関する指導および経営の監視機能強化につながるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものです。また、同氏が職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。</p>			

- (注) 1. ※は新任候補者であります。
2. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 輪達光春氏は2019年 6 月にトナミ運輸(株)取締役上席執行役員を退任予定です。
4. 松村篤樹氏および尾田利之氏は、社外監査役候補者であります。なお、尾田利之氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合は、独立役員として届け出る予定であります。
5. 松村篤樹氏は現在、当社の社外監査役であり、社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって1年4ヶ月であります。
6. 当社は定款の規定に基づき、松村篤樹氏との間で会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項各号の額の合計額を限度とする責任限定契約を締結しており、本総会において両氏が再任された場合には、本契約は継続とする予定であります。また、尾田利之氏が本総会において選任された場合には、同氏との間においても同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の社外監査役1名の選任をお願いいたしたく存じます。

当該補欠監査役につきましては、監査役が法令の定める員数を欠くことを就任の条件とし、その任期は前任者の残任期間とします。また、本決議の効力は、当社定款の定めにより選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなり、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は次のとおりであります。

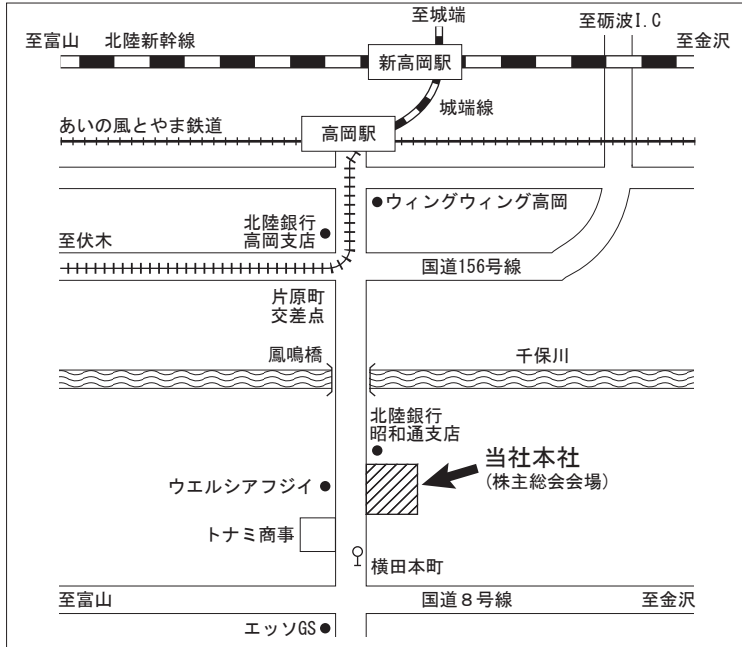
氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
いしいのりふみ 石井教文 (1956年7月3日生)	1985年4月 判事補任官 1992年5月 弁護士登録（大阪弁護士会） 大阪西総合法律事務所（現弁護士法人大阪西総合法律事務所）入所（現在） 2004年4月 京都産業大学大学院法務研究科教授 2006年10月 全国倒産処理弁護士ネットワーク常務理事 2007年6月 N T N ㈱社外監査役	なし
【補欠の社外監査役候補者とした理由】 石井教文氏は、長年の弁護士としての豊富な実務経験、法務に関する高度な知見を有しており、当社の監査に関する指導および経営の監視機能強化につながるものと判断し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものです。また、同氏が職務を適切に遂行することができるかと判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。		

- (注) 1. 候補者石井教文氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 石井教文氏は、補欠の社外監査役候補者であり、東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしております。
3. 石井教文氏が監査役に就任した場合、当社定款の規定に基づき当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

以上

第99回 定時株主総会会場ご案内図

会 場 富山県高岡市昭和町3丁目2番12号
当社本社 4階ホール



交 通 *高岡駅より徒歩約20分

*バス利用の場合

新高岡駅①番のりば、高岡駅③番のりば (福岡・石動方面行)

「横田本町」下車、徒歩約2分